第51回 定時株主総会 招集ご通知

2020年3月24日 (火曜日) 午前10時 ※受付開始時間 午前9時30分

兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号 都ホテル尼崎 (旧:都ホテルニュー

アルカイック) 3階 鳳凰の間

第1号議案 取締役 (監査等委員である

取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名

選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である

取締役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する固定株式報酬

の額および内容決定の件

第51回定時株主総会招集ご通知

P. 7 株主総会参考書類

P.21 事業報告

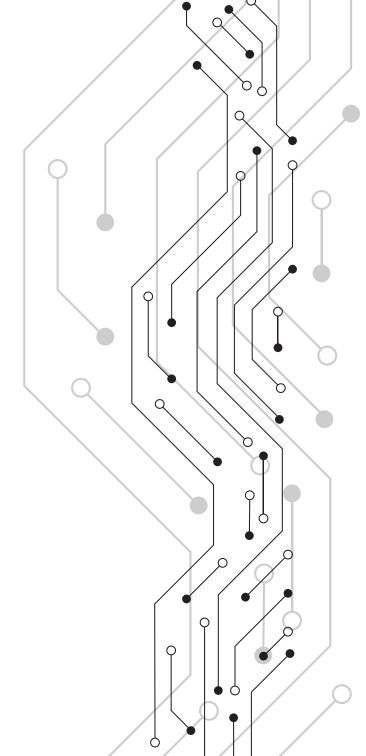
P.44 計算書類

P.48 監査報告書

メック株式会社



証券コード 4971



株主各位

兵庫県尼崎市杭瀬南新町3丁目4番1号 メック株式会社 代表取締役社長前田和夫

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、後述のご案内に従って2020年3月23日(月曜日)午後5時20分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

- **1.日 時** 2020年3月24日 (火曜日) 午前10時 (受付開始時間 午前9時30分)
- 2. 場 所 兵庫県尼崎市昭和通2丁目7番1号 都ホテル尼崎(旧:都ホテルニューアルカイック)3階 鳳凰の間 (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
- 3. 目的事項 報告事項
 - 報告事項 1. 第51期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人および監査等委員会の連結計算 書類監査結果報告の件
 - 2. 第51期 (2019年1月1日から2019年12月31日まで) 計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第4号議案 取締役に対する固定株式報酬の額および内容決定の件

4. 議決権行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年3月23日(月曜日)午後5時20分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、別添(4頁~5頁)の≪インターネットによる議決権行使についてのご案内≫をご高覧のうえ、2020年3月23日(月曜日)午後5時20分までに行使してください。

(3) 議決権の不統一行使を行う株主様は、株主総会の日の3日前までに、書面をもってその旨および理由をご通知ください。

以上

- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
- ◎ 事業報告、連結計算書類、計算書類および株主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (https://www.mec-co.com/) に掲載いたしますのでご了承ください。
- ◎ 当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト(https://www.mec-co.com/)に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ①事業報告の「会社の株式に関する事項」「会社の新株予約権等に関する事項」「会社の支配 に関する基本方針|
 - ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
 - ③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

なお、監査等委員会は本招集ご通知の添付書類に記載した事業報告、連結計算書類および計算書類の他、上記①、②および③についても監査しております。また、会計監査人は本招集ご通知の添付書類に記載した連結計算書類、計算書類の他、上記②および③についても監査しております。

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出

日 時

2020年3月24日(火曜日) 午前10時

株主総会にご出席いただけない場合



議決権行使書用紙を郵送する場合

同封の議決権行使書用紙に 各議案に対する賛否をご表示のうえ投函

行使期限

2020年 3 月23日 (月曜日) 午後 5 時20分到着分まで



インターネットによる議決権行使の場合 (パソコンまたはスマートフォン、携帯電話)

各議案に対する賛否をご入力 行使方法につきましては、4頁~5頁をお読みください。

行使期限

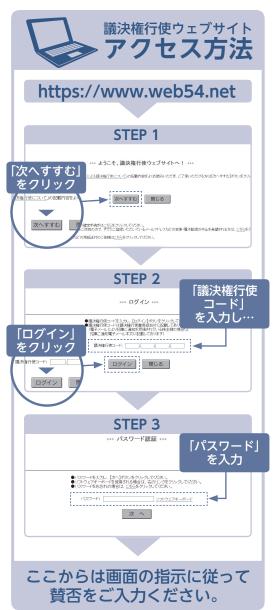
2020年3月23日(月曜日)午後5時20分入力分まで

ご注意

- 1.当日ご出席の場合は、郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。当日、議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 2.書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお 取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合 は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

〈インターネットによる議決権行使についてのご案内〉



インターネットにより議決権を行使される場合は、 あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お 願い申しあげます。

1.議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定 する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いた だくことによってのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 https://www.web54.net

※パーコード読取機能付の携帯電話を利用して下の「QRコード®」を読み取り、議決権行使ウェブサイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

2.議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用になり、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年3月23日(月曜日)午後5時20分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

3.パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4.パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

(1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル [電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。
 - <u>ア. 証券会社に□座をお持ちの株主様</u> 証券会社に□座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - イ. 証券会社に□座のない株主様(特別□座をお持ちの株主様)

三井住友信託銀行 証券代行事務センター

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上





株主の皆様へ



株主還元について 🗢



◎ 株主還元方針

当社は連結配当性向30%を中期的目標として利益を積極的に株主還元する方針 です。

■配当の状況

第51期の年間配当金を、第50期の26円と同額の26円とさせていただきました。

◎1株当たり配当金の推移



● 株主優待制度のご案内

12月31日現在の株主名簿に記載または記録された株主様を対象に、保有株式数 の区分に応じて年に1度、QUOカードを贈呈いたします。発送は毎年3月末頃を 予定しております。

保有株式数	優待内容
100株以上1,000株未満	QUOカード 1,000円分
1,000株以上	QUOカード 2,000円分





株主総会参考書類 議案および参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(4名)は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、すべての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	が 氏 名	当社における地位および担当
1	再任 前 田 和 夫	代表取締役社長 最高経営責任者
2	再任 長 井 眞	取締役兼専務執行役員事業本部長
3	再任 中 川 登志子	取締役兼常務執行役員経営企画本部長
4	新任 北 條 俊 彦	_

候補者番 号	、	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
1	再任 ^{ま え だ か ず お} 前 田 和 夫 (1962年4月15日)	2000年 1 月 当社入社 2000年 4 月 当社社長室室長 2000年 6 月 当社常務取締役 2002年 6 月 当社代表取締役社長 2011年 4 月 当社代表取締役社長兼研究開発本部長 2012年 6 月 当社代表取締役社長(現任) 2015年 7 月 当社最高経営責任者(現任) [重要な兼職の状況] MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.取締役	726,900株
	活性化およびコーポレー して経営の重要な意思法 な経験と実績に基づく強	6月に当社の代表取締役社長に就任して以来、取締役会のトト・ガバナンスの強化等に注力してまいりました。また、中定を適切に行い、中期経営計画やESG-H戦略の推進等、経 強いリーダーシップで、当社グループ全体を牽引し、持続が りました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し引	最高経営責任者と 経営者としての豊富 な成長と企業価値

候補者番 号	*************************************	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
2	再任 ながいまこ 長が井 (1961年3月7日)	2001年4月 当社入社 2003年5月 MEC EUROPE NV.取締役社長 2006年6月 当社執行役員 2007年4月 当社執行役員軍際事業センター長 2010年1月 当社執行役員兼MEC TAIWAN COMPANY LTD.総経理 2010年6月 当社常務執行役員 2013年4月 当社取締役兼常務執行役員事業本部長 2015年6月 当社取締役兼専務執行役員事業本部長 (現任) 「重要な兼職の状況」 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC(HONG KONG)LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL(ZHUHAI)LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS(SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND) CO.,LTD.代表取締役	64,600株
		解役として海外での長年にわたる企業経営の経験等で培った 解役会の議論の活発化に貢献してまいりました。また、事業	

長井 眞氏は、当社取締役として海外での長年にわたる企業経営の経験等で培った高度な見識を活かし、国際的な視点で取締役会の議論の活発化に貢献してまいりました。また、事業本部長として営業部門を統括し、海外展開を含むグローバルな事業経営の中心的な役割を担うとともに、営業部門と研究開発部門との相乗効果を高めることにより、近年の当社の業績拡大に多大な貢献を果たしてまいりました。これらのことから、同氏を適切な人材と判断し、引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号	s り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、重要	地 位、 な 兼	担 戦 の	う よ び 状 況	所有する当社 の 株 式 数	
3	再任 ^{な か が わ 登 志 子} (1961年8月3日)	2013年 4 月 2014年 6 月 2015年 7 月 2016年10月 [重要な兼職 MEC TAIV MEC(HON MEC FINE MEC CHIN CO.,LTD.耳 MEC EUR	当社社 当社社 当社社社 当社社社 当生社 当生社 当生社 当生社	TO T	発センター長部長 部長兼業務サポ部長兼事業企画発本部長兼兼全部開発を 資子の開発を表する。 資子の関係を表する。 資子の関係を表する。 資子の関係を表する。 資子の関係を表する。 資子の関係を表する。 関係を表する。 対象を、まと、 は、 対象を、 対象を、 対象を、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、	61,000株	
		氏は、当社取締役として、研究開発に関する深い知見を活かし、中期経営計画策定および					
		こよる企業価値の向上に大きな貢献をしてまいりました。また、経営企画本部長として当社のマ イントシステムの充実やESGの推進等、当社の企業体制の改善および企業価値の向上に努めてま					
		アンステムの元美やE3Gの推進等、当社の正美体制の改善のよび正美価値の向上に劣めてまた。 た。さらには、生産分野におけるグローバル戦略を推進してまいりました。これらのことか					
	ら、同氏を適切な人材と						

候補者 番 号	。 り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数		
4	新任 まうじょうとしひこ北 條 俊 彦 (1956年12月18日)	1981年 4 月 住友電気工業株式会社入社 1999年 1 月 SEIブレーキシステムズタイランド社長 2005年 7 月 住友電気工業株式会社 豊田支店第一電 装システム営業部部長 2007年 7 月 同社西部営業部部長 2008年 5 月 SEWS-ATC (タイランド) 社長 2012年 2 月 住電電装商貿 (上海) 社長 2017年 6 月 株式会社經世濟民カンパニー昴 代表取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 株式会社經世濟民カンパニー昴 代表取締役	_		
	〔候補者とした理由〕				
	北條俊彦氏は、他社において長年にわたり要職を歴任され、企業経営者として豊富な経験と高い見識				
	を有しております。さらに、海外法人の社長としてグローバルに事業を展開する企業経営にも携わ				
		する幅広い知見を有しております。これらのことから、同氏	を適切な人材と判		
	断し、独立社外取締役修	く 補者といたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 北條俊彦氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
 - 3. 当社は北條俊彦氏が選任された場合には同氏との間で以下の責任限定契約を締結する予定であります。

会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

監査等委員会の意見

独立社外取締役である監査等委員3名のうち2名は、指名報酬諮問委員会3名のメンバーとなっており、過半数を占めております。取締役の選任・解任に当たっては、指名報酬諮問委員会の選任・解任基準にそって厳格に審査するとともに、監査等委員会においてさらに是非を検討した結果、適任としております。報酬については、業績連動型金銭報酬制度や業績連動型株式報酬制度の実施で、短期・中長期の業績連動のウエイトを高めた透明性の高い制度になっており、個々の実績評価は妥当としております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員 (3名) は、本総会終結の時をもって任期満了となります。 つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。 監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	si) が 氏 名		当社における地位および担当
1	再任 髙 尾 光	원 俊	独立社外取締役 監査等委員
2	新任格本	かおる 薫	独立社外取締役
3	新任林光	雄	

候補者番 号	。 り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数			
1	再任 たかまみっと俊 高尾光俊 (1950年4月1日)	1972年 4 月 川崎重工業株式会社入社 2008年 6 月 同社代表取締役常務 財務経理部長 2012年 4 月 同社代表取締役副社長 社長補佐、企画本部・財務本部・CSR推進本部・人事本部・総務本部所掌 2014年 4 月 テクノプロ・ホールディングス株式会社社外監査役(現任) 2018年 3 月 当社取締役(監査等委員)(現任) [重要な兼職の状況] テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役	3,000株			
	(候補者とした理由) 高尾光俊氏は、当社監査等委員である独立社外取締役として、企業経営者としての豊かな経験および					
	財務、会計等の多くの専門的知見から、当社の職務執行に対して客観的な視点による監査、監督を行					
	ってまいりました。また、豊富なコーポレート・ガバナンスに関する知識から、当社のガバナンスの					
		がなめ台を行うであります。これものことがら、同民を題す 5る独立社外取締役候補者といたしました。				

候補者 番 号	。 り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数		
2	新任 は し も と か お る 薫 (1975年10月16日)	1997年10月 センチュリー監査法人(現 EY新日本 有限責任監査法人)入所 2001年4月 公認会計士登録 2011年12月 弁護士登録 大阪船場法律事務所(現 弁護士法人大 阪船場法律事務所)入所 2016年6月 尾家産業株式会社 社外監査役(現任) 2016年9月 弁護士法人大阪船場法律事務所 パート ナー(現任) 2019年3月 当社取締役(現任) [重要な兼職の状況] 尾家産業株式会社 社外監査役 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー	100株		
	[候補者とした理由] 橋本 薫氏は、当社独立社外取締役として、弁護士および公認会計士として培われた豊富な経験や高度かつ専門的な知識を活かし、法務、会計の視点から当社の職務執行に対して適切な監督や提言を行ってまいりました。これらのことから、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与さ				

れた経験はありませんが、当社の職務執行に対して客観的な視点による監査、監督を行っていただけ

る適切な人材と判断し、同氏を監査等委員である独立社外取締役候補者といたしました。

候補者番 号	。 り が を 氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の 株 式 数
3	新任 は や し み っ ぉ 林 光 雄 (1952年7月18日)	1975年4月 株式会社神戸製鋼所入社 1998年4月 同社鉄鋼自動車・電機部長 2004年4月 同社理事・名古屋支社長 2009年6月 三和鐵鋼株式会社 代表取締役社長 2012年6月 神鋼建材工業株式会社 代表取締役社長 2016年5月 尼崎経営者協会 会長(現任) 2016年6月 神鋼建材工業株式会社 顧問(現任) [重要な兼職の状況] 尼崎経営者協会 会長	_
	識を有しております。で済の興隆に関する知識で	こおいて代表取締役社長を務めており、企業経営者として豊さらに、尼崎経営者協会の会長としての経験から、事業経営と深い知見を有しており、当社の職務執行に対して客観的: 5適切な人材と判断し、監査等委員である独立社外取締役修	宮の安定の確立と経 な視点による監査、

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

た。

- 2. 髙尾光俊氏、橋本 薫氏および林 光雄氏は、独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の候補者であります。
- 3. 髙尾光俊氏は現在、当社の監査等委員である独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。橋本 薫氏は現在、当社の独立社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
- 4. 当社は髙尾光俊氏および橋本 薫氏との間において、以下の内容の責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、林 光雄氏が選任された場合には同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。

会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備えて、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、補欠の監査等委員である取締役の選任の効力は、就任前に限り、監査等委員会の同意を 得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

・ 氏 ・ 名 (生 年 月 日)	略 重 要	歴 な	お 兼	職	よの	状	び 況	所有する当社の 株式数
	1996年 4 月	大阪弁護	士会登録					
		北浜法律						
	2002年10月	奥田・木	下法律事	務所設立	立、共同	代表弁	護士	
	2005年10月	南森町法	律事務所	「へ改称	r、共同	代表弁	護士(現	
ぉ く だ た ゕ ぉ 奥 田 孝 雄		任)						
	2015年 5 月							_
(1967年9月25日)	2015年 6 月							
	2017年 6 月	株式会社	フュート	レック	社外取	締役(現任)	
	[重要な兼職	の状況]						
南森町法律事務所 共同代表弁護士								
	株式会社フ	ユートレッ	ク 社外	卜取締役	Ž			

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 奥田孝雄氏は、補欠の独立社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしております。
 - 3. 奥田孝雄氏を補欠の社外取締役候補者とした理由は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠く不測の事態において、企業法務に精通している同氏を社外取締役とすることが適当であると判断したためであります。
 - 4. 奥田孝雄氏が社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断した理由は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に直接関与された経験はありませんが、企業法務に精通しており、企業経営を統治する充分な見識を有しているためであります。
 - 5. 奥田孝雄氏が、社外取締役に就任する場合に締結する予定の責任限定契約の内容の概要は以下のとおりであります。

会社法第423条第1項の行為により当社に損害賠償責任を負う場合は、1,000万円または法令が規定する額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

第4号議案 取締役に対する固定株式報酬の額および内容決定の件

1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「固定金銭報酬」、「連結経常利益連動型金銭報酬」および「業績連動型株式報酬」としておりますが、本議案は、株式報酬制度の内容を見直し、新たに取締役(ただし以下のとおり監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)に対する固定株式報酬制度(以下、「本制度」といいます。)を導入することについてご承認をお願いするものです。

本制度は、業績並びに外部経済環境等の影響による株価変動の利益・リスクを株主の皆様と同じ視点で享受または負担することで、より当社の株価を意識した事業運営を行うことを 目的としております。

なお、本議案は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会においてご承認いただきました取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の金銭報酬限度額(年額170百万円(うち社外取締役については年額20百万円)ただし、使用人分給与は含みません。)および取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。)の業績連動型株式報酬の限度額とは別枠で、取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下同様です。)に対する報酬として、ご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2.の枠内で取締役会にご一任いただきたいと存じます。

第1号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。) 4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役の員数は3名となります。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が設定する信託に対し、本制度により当社株式等を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を当社が信託し、当該信託が当社株式を取得のうえ、本制度のために当社取締役会で定める株式交付規程に従って各取締役に付与されるポイントの数に相当する数の当社株式が当該信託を通じて各取締役に対して交付されるという、信託を用いた株

式報酬制度であり、その基本的な仕組みは既に導入済みの業績連動型株式報酬制度と同じですが、本制度では、業績に連動したポイントを付与するのではなく、役位等に応じた固定ポイントを付与するものです。

本制度の運用には、業績連動型株式報酬制度のために当社が2016年8月18日に設定した信託(以下「本信託」といいます。)を利用することとし、本信託に対して追加で金銭を信託し、本信託から取締役に対して当社株式を交付します。従って、本信託は業績連動型株式報酬制度と本制度の両制度の運用のために使用されることとなります。

また、本制度により取締役が当社株式の交付を受ける時期は、業績連動型株式報酬制度と同様、原則として取締役の退任時とします。

① 本制度の対象者	当社取締役(監査等委員である取締役および社外取締役を除く。)
② 対象期間	2020年12月末日に終了する事業年度
②の対象期間において、①の対象者に交付 ③ するために必要な当社株式の取得資金とし て当社が拠出する金銭の上限	合計金13百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含む。)から取得する方法
①の対象者に付与されるポイント総数の上 ⑤ 限	1事業年度当たり14,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役位等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	〔原則として〕退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、対象期間中に、本制度により当社株式を取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金として、金13百万円を上限とする金銭を本信託に追加拠出(追加信託)します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を、当社からの自己株式の処分による方法または取引所市場(立会外取引を含みます。)から取得する方法により、取得します。

注: 当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合わせた金額となります。また、業績連動型株式報酬制度に基づき取締役に交付するのに必要な当社株式の取得資金を本信託に追加拠出することがあります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を3事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し(当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含みます。以下も同様です。)、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するのに必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金13百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、後記(3)のポイント付与および当社株式の交付を継続します。

また、上記のとおり本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既に株式交付ポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し、当社株式等の交付が完了するまで、信託期間を延長することがあります。

※なお、前記(1)のとおり、本信託は、業績連動型株式報酬制度と本制度の両制度の運用のために使用されるため、本制度のために本信託が新たに取得する株式ではなく、業績連動型株式報酬制度に基づく交付のために本信託が既に取得し保有している株式の一部が、本制度に基づく交付として本信託から取締役に対して交付されることがあります。

(3) 取締役に交付が行われる当社株式数の算定方法と上限

① 取締役に対するポイントの付与方法およびその上限

当社は、当社取締役会が定める株式交付規程(なお、業績連動型株式報酬制度のための株式交付規程とは別途で定める予定です。)に基づき、各取締役に対して、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日に、役位等に応じたポイントを付与いたします。ただし、本制度に基づき取締役に対して付与し得るポイントの総数の上限は、1事業年度当たり14,000ポイントとします。

② 当社株式等の交付

取締役は、本信託の受益者として、以下のとおり、上記①で付与されたポイントの数に応じた数の当社株式の交付を受けます。

本信託を通じて各取締役に交付される当社株式数の合計額は、付与されたポイント1ポイント当たり1株(ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。)とします。ただし、このうち一定割合に相当する数の当社株式については、本信託内で換価したうえで、その時価相当額の金銭の交付が行われます。

各取締役に対する当社株式等の交付は、その退任時に取締役が所定の受益者確定手続きを行うことにより、本信託から行われます。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

以上

(添付書類)

事 業 報 告

(2019年1月1日から) 2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度(2019年1月1日~2019年12月31日)における世界経済は、米中貿易摩擦や中国の経済成長の鈍化、イギリスのEU離脱問題等、不確実性の高まりが見られました。わが国経済は、海外経済の減速を背景とした外需の弱さや自然災害の影響等による弱含みは見られたものの、雇用・所得環境の改善等により、内需を中心に緩やかに回復いたしました。しかしながら、海外経済の不確実性、地政学的緊張等への留意の必要性は継続しております。

エレクトロニクス業界は、スマートフォンは需要の成熟化や米中貿易摩擦等を背景に販売が低調に推移しました。電装化が進む自動車も世界的に販売は不振でした。また、パソコンの出荷台数は堅調であったものの、半導体は2019年前半にスマートフォンやサーバー向けメモリの需要が低調に推移いたしました。

当社グループの関係市場である電子基板・部品業界は、年度前半は主要用途のスマートフォンや自動車等の市況を受け低迷状態にありました。

電子部品を搭載する電子基板業界は厳しい状態にあるものの、高密度化や技術革新は進んでおります。また、IoT (Internet of Things: あらゆるものがインターネットにつながること) 関連市場は引き続き高い成長が見込まれ、第4世代(4G)から高速大容量の第5世代(5G)への切り替えに注目が集まる移動通信システムは商用化に向け取組みが活発化しており、特に高性能パッケージ基板向けの生産体制強化に向けた設備投資も進展しております。また、自動車の自動運転技術の開発も着実に進んでおります。

このような環境のもと、当社グループは高密度電子基板向け製品の開発、販売に注力いたしました。エッチング法で高密度配線パターンを実現する「EXEシリーズ」は薄型テレビを中心とするディスプレイ向けに高いシェアを獲得し、また、スマートフォン向けにも広がっていることから堅調に推移しました。パッケージ基板向けに高いシェアを持つ超粗化剤「CZシリーズ」はほぼ横ばいに推移いたしました。一方、多層電子基板向け「BOシリーズ」、ディスプレイ向け「SFシリーズ」の販売は低調な結果となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は108億65百万円(前年同期比4億62百万円、4.1

%減)となりました。営業利益は16億37百万円(前年同期比5億85百万円、26.4%減)、 売上高営業利益率は15.1%となり、前年同期の19.6%と比較し4.5ポイント減少いたしま した。経常利益は17億22百万円(前年同期比5億14百万円、23.0%減)となりました。 税金等調整前当期純利益は17億10百万円(前年同期比6億17百万円、26.5%減)となり、 親会社株主に帰属する当期純利益は12億36百万円(前年同期比5億41百万円、30.5%減) となりました。

年度後半に市場は回復基調であったものの、年度前半の低迷を補うには至らず、当連結 会計年度の業績予想を達成できましたが、前年を下回る結果となりました。

売上高の内訳は、薬品売上高は106億57百万円(前年同期比4億73百万円、4.3%減)、 資材売上高は1億5百万円(前年同期比12百万円、10.3%減)、機械売上高は83百万円(前年同期比29百万円、55.7%増)、その他売上高は18百万円(前年同期比6百万円、26.4%減)となりました。薬品の出荷数量は前年同期比で2.3%減少しました。

海外売上高比率は55.2%となり、前年同期に比べ0.8ポイント増加しました。

セグメント別では、日本はスマートフォンや車載基板の販売および仮想通貨市場の減速の影響を受け低調に推移しました。台湾では、ディスプレイ向けの薬品の需要が堅調に推移した一方、スマートフォン販売の減速の影響を受けました。香港(香港、珠海)では、スマートフォンや車載基板市場が他の地域に比べ比較的堅調で、中国(蘇州)では、スマートフォン販売の減速の影響を受け低調に推移しました。欧州では、一般産業向け基板や車載基板の販売の減速は受けたものの、ほぼ横ばいの結果となりました。タイは、今後拡大する東南アジア市場を深耕するために2017年5月29日に当社6社目の子会社を設立し、2019年7月に竣工、9月から稼働いたしました。

キャッシュ・フローに関しては当連結会計年度末における現金及び現金同等物は前連結会計年度末にくらべて3億52百万円増加し、39億52百万円となりました。この要因は営業活動によるキャッシュ・フローで21億62百万円得られ、投資活動によるキャッシュ・フローで11億90百万円使用し、財務活動によるキャッシュ・フローで6億32百万円使用したことによります。

以上の結果、ROEは7.9%となりました。

また、株主の皆様への還元といたしましては、年間配当金を26円とし、連結配当性向は39.9%となっております。

品目別売上高の状況は次のとおりであります。

	第50期(前連結会	計年度)	第51期(当連結会計年度)				
分	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	売 上 高 (百万円)	構成比 (%)	前期比 (%)		
電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	11,131	98.3	10,657	98.1	95.7		
電子基板用機械	53	0.5	83	0.8	155.7		
電子基板用資材	118	1.0	105	1.0	89.7		
そ の 他	25	0.2	18	0.1	73.6		
合 計	11,328	100.0	10,865	100.0	95.9		

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施した設備投資の総額は13億62百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

MEC SPECIALTY CHEMICAL(THAILAND)CO.,LTD. の事務所・工場建設

尼崎事業所研究用設備・実験機器、尼崎工場製造設備

長岡工場製造設備の更新

② 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充 東初島研究所リニューアル工事 尼崎事業所 尼崎丁場危険物製造棟

③ 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失該当事項はありません。

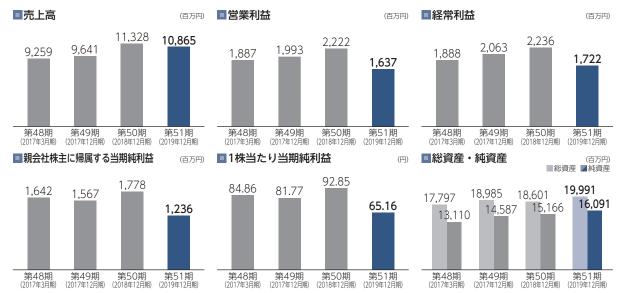
(3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、運転資金として国内金融機関より短期借入 金4億円を調達いたしました。

(4) 財産および損益の状況の推移

	区	分		第48期 (2017年3月期)	第49期 (2017年12月期)	第50期 (2018年12月期)	第51期 ^(当連結会計年度) (2019年12月期)
売	上	高	(百万円)	9,259	9,641	11,328	10,865
営	業利	益	(百万円)	1,887	1,993	2,222	1,637
経	常 利	益	(百万円)	1,888	2,063	2,236	1,722
	生株主に帰原 期 純 利		(百万円)	1,642	1,567	1,778	1,236
1 株 🗎	当たり当期終	·利益	(円)	84.86	81.77	92.85	65.16
総	資	産	(百万円)	17,797	18,985	18,601	19,991
純	資	産	(百万円)	13,110	14,587	15,166	16,091
1 株	当たり純	資産	(円)	683.86	760.92	799.46	847.94
R	0	Е	(%)	13.0	11.3	12.0	7.9
従	業員	数	(名)	321	333	351	365

- (注) 1. 1株当たりの指標については、いずれも自己株式数を控除して算出しております。
 - 2. 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。
 - 3. 第49期につきましては、決算日を12月31日に変更したことにともない、9ヶ月間となっております。
 - 4. 「税効果会計に係る会計基準」の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日) 等を第51 期の期首から適用しており、「総資産」については、第48期より当該会計基準を遡って適用したのちの金額となっております。



(注) 第49期につきましては、決算日を12月31日に変更したことにともない、9ヶ月間となっております。

(5) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く環境は、「1.企業集団の現況に関する事項」「(1) 事業の経過および成果」の欄に記載したとおりであり、景気の先行きは不透明であります。

当社グループの関連市場であるエレクトロニクス業界は、短期的には、市場を牽引してきたパソコンの世界市場が成熟し、スマートフォン・タブレット端末の主要市場も需要が一巡し一服感が見られます。一方で、我が国が提唱するSociety5.0(仮想空間現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、人間中心の社会)の実現に向けIoTやビッグデータ、AI(人工知能)等の進展に重要な役割を担っています。

このような環境の中、当社グループは、企業価値の源泉である社是「仕事を楽しむ」を掲げ、経営理念「独創の技術」「信頼の品質」「万全のサービス」を基本方針として事業展開を重ねてまいりました。上記基本方針の実現および株主共同の利益に資するために、2020年末を最終年度とする3年間の中期経営計画「e-frontier next plus」を策定し、その推進による企業価値の向上に努めております。「e-frontier next plus」では上記の基本方針に加え、経営戦略の根幹となる新たな定性目標として、事業成長戦略に「技術マーケティングの強化」「オープンイノベーションの推進」および、経営基盤の整備として「ESG-H戦略の推進」を策定し、取組みを開始しております。

また、さらなる成長路線を実現するべく、経営の諸課題に全力で取り組み、企業価値の最大化に努めていく所存であります。

① 技術マーケティングの強化

従来、当社グループの顧客はその大半が電子基板・部品製造メーカーでありましたが、今後は大きく視野を拡大し、例えば、"川上"の材料メーカーとの共同評価、"川下"のエンドユーザー、セットメーカーへの技術紹介や認定取得といった活動をより強化してまいります。技術マーケティングの強化により製品開発の迅速化にも寄与すると考えております。当社のコア技術をより全面に出したグローバルなマーケティングにより、潜在顧客の発掘と拡販および新製品開発を図ります。

② オープンイノベーションの推進

近年、世界におけるIoTやAI、ビッグデータを活用した技術の発達と革新はめざましいものがあります。当社グループもその流れをいち早くつかみ、事業拡大につなげるべく、

経営理念「独創の技術」に加えて、外部のアイデアや開発力をより積極的に活用することで自社の潜在力を引き出し、これまでになかった価値を見つけて事業化を図ります。 また、このような取組によって、開発の迅速化も実現できると確信しております。

③ ESG-H戦略の推進

E:Environment環境、S:Social社会、G:Governance企業統治に加え、H: Human resources人財の頭文字からなるESG-H戦略は、会社事業の礎となるものです。 当社は代表取締役社長が委員長を務めるESG委員会を設置しており、3か月に1回、 委員会を開催し、ESG-H戦略の推進に努めています。

当社は化学薬品事業会社として、例えば「環境」においては適正な化学物質の管理、自然および生物多様性の保護に重きをおき、製造現場環境の改善ならびに電子基板・部品製造業者の歩留まり改善といった効率性向上への寄与を念頭に製品開発を進めてまいります。「社会」においては当社製品を通し5Gや自動運転技術の進歩等、産業・社会の発展に取り組みます。また、従業員の「ワーク・ライフ・バランス(WLB)」支援、株主や顧客、地域社会等ステークホルダーに対して「企業の社会的責任」を果たすべく活動・貢献を積極的に推進しております。例えば、WLBでは育児休業取得後の職場復帰率は100%であり、男性社員の育児休業取得の実績もあります。地域社会への貢献として、尼崎事業所に関しては、地域住民の避難場所としての機能も有しております。「企業統治」においては経営のダイバーシティ(多様性)と透明性確保の観点から社外役員の招聘を積極的に推進し、また情報開示、資本効率向上に常に取り組んでおります。

そして、会社の中長期的な目標を達成するため、企業競争力最大の源泉は「人財」です。多様性を尊重し、誰もが多彩な能力を存分に発揮できるよう、国籍・性別、性的マイノリティ(LGBT)、年齢、障がいの有無といった個々の違いを活かす環境整備に取り組んでおります。一人一人が能力を最大限に発揮し企業価値を最大化できる人財育成に取り組みます。

当社グループは、これらの課題を克服することにより、オンリーワンまたはナンバーワンの領域を複数保有する地位の獲得を目標とし、継続的に高い成長を実現し続けるべく全力を尽くしてまいります。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況 該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会	社	名	資	本	金	出資	比率	主 要 な 事 業 内 容
MEC TAIW.	200,0	1干000円	NT\$	100	%	電子基板・部品資材事業		
MEC (HON	4,5	500千	HK\$	100	%	電子基板・部品資材事業		
MEC FINE (ZHUHAI) L	8,000 T HK\$			100 (100)	%) (※ 1)	電子基板・部品資材事業		
SPECIALTY	MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.			000千	US\$	100	%	電子基板・部品資材事業
MEC EUROPE NV.			1,000∓EUR			100	%	電子基板・部品資材事業
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.			215,0	000千	THB	100	% (※ 2)	電子基板・部品資材事業

^(※1) MEC (HONG KONG) LTD.所有分であります。

^(※2) 当社関係者が0.01%出資しております。

(7) 主要な事業内容(2019年12月31日現在)

当社グループは、電子基板・部品資材事業を主業務としており、各製商品分類、主要製商品は以下のとおりであります。

	製商品分類	主要製商品				
製品	電子基板用向け薬品 電子部品用向け薬品	密着向上剤 エッチング剤 その他表面処理剤				
	電子基板用機械	薬品処理機械 各種前後処理機械				
商品	電子基板用資材	- 銅箔 ドライフィルム				
その他		機械修理				

(8) 主要な営業所および工場 (2019年12月31日現在)

. ,	
名 称	所 在 地
メック株式会社:本社・研究所・尼崎工場	兵庫県尼崎市
メック株式会社:西宮工場	兵庫県西宮市
メック株式会社:長岡工場	新潟県長岡市
メック株式会社:東京営業所	東京都立川市
MEC TAIWAN COMPANY LTD.: 本社・工場	台湾 桃園市
MEC (HONG KONG) LTD.: 本社	香港 九龍地区
MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.: 本社・工場	中国 珠海市
MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.:本社・工場	中国蘇州市
MEC EUROPE NV.: 本社・工場	ベルギー ゲント
MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.:本社・工場	タイ アユタヤ

(9) 従業員の状況 (2019年12月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減
		365	名					14名增	

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

② 当社の従業員の状況

従	業	員	数	前	期	末	比	増	減	平	均	年	监	平	均	勤	続	年	数
199	名(男性 (女性						1	名増	•			40.9歲	赱				12	.6年	

(注) 従業員数は就業員数であり、パートタイマーおよび嘱託社員は含んでおりません。

(10) 主要な借入先(2019年12月31日現在)

借	入	先	借	入	額
株式会社三菱UFJ	退行				525百万円
株式会社三井住友会	銀行				125百万円

2. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2019年12月31日現在)

地	位	氏	名	担当および重要な兼職の状況
代表耳	双締役社長	前田	· 和 夫	最高経営責任者 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取	締役	長井		專務執行役員 事業本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.代表取締役 MEC (HONG KONG) LTD.代表取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.代表取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.代表取締役
取	締役	中川	登 志 子	常務執行役員 経営企画本部長 MEC TAIWAN COMPANY LTD.取締役 MEC (HONG KONG) LTD.取締役 MEC FINE CHEMICAL (ZHUHAI) LTD.取締役 MEC CHINA SPECIALTY PRODUCTS (SUZHOU) CO.,LTD.取締役 MEC EUROPE NV.取締役 MEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD. 取締役
取	締 役	橋本	薫	尾家産業株式会社 社外監査役 弁護士法人大阪船場法律事務所 パートナー
取締役	(監査等委員)	佐 竹	」 隆 幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科教授 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役
取締役	(監査等委員)	B 4	明子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役
取締役	(監査等委員)	髙属	光俊	テクノプロ・ホールディングス株式会社 社外監査役

- (注) 1. 取締役橋本 薫氏ならびに取締役(監査等委員)佐竹隆幸氏、田中明子氏および髙尾光俊氏は、独立社外取締役であり、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
 - 2. 取締役橋本 薫氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。また、取締役(監査等委員)田中明子氏は、税理士の資格を有しており、取締役(監査等委員)高尾光俊氏は他社における財務経理部門での長年の経験により、それぞれ財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 3. 監査等委員会は、選定監査等委員の仕組みを活用して年間の役割分担を定め、例えば内部監査室とともにすべての事業所を往査する等で監査品質を維持するとともに、独立社外取締役として、取締役会等に加え指名報酬諮問委員会・ESG委員会の委員にも就任し、監督の付託に応えるよう努めております。

また監査等委員のうち1名は、適時適切に職務対処ができるよう人選をしております。なお、監査等委員会事務局を監査等委員会直属として配置しております。

毎月開催される監査等委員会には、オブザーバーとして監査等委員でない社外取締役と内部監査室も出席し情報共有と意見交換を行っております。そのため、当社は常勤の監査等委員を選定しておりません。

- 4. 2019年3月22日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって、監査等委員でない取締役西山 豊 氏は任期満了により退任いたしました。
- 5. 当社と橋本 薫氏、佐竹隆幸氏、田中明子氏および高尾光俊氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に規定する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、4氏ともに1,000万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

(2) 取締役の報酬等の総額

区	分	人	数	報酬等の総額
取締役 (監査等委員を	除 く)		5名	111百万円
(うち独立社外取編	席 役)		(2)	(4)
取締役 (監査等委	員)		3	27
(うち独立社外取編	第 役)		(3)	(27)
合	計		8	138

- (注) 1. 上記には、2019年3月22日開催の第50回定時株主総会終結の時をもって退任した監査等委員でない取締役1名(社外取締役)を含んでおります。
 - 2. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、年額170百万円(うち社外取締役分20百万円以内。なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。
 - 3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月21日開催の第47回定時株主総会において、 年額50百万円以内と決議されております。
 - 4. 独立社外取締役の報酬は、月額定額報酬としております。
 - 5. 取締役(独立社外取締役を除く。)の報酬は、月額定額報酬と業績連動報酬としております。業績連動報酬には、連結経常利益に連動する業績連動型金銭報酬と中長期的報酬としての業績連動型株式報酬があり、それぞれ役位に応じてウエイト配分しております。
 - 6. 取締役(独立社外取締役を除く。)の報酬総額には、業績連動型株式報酬を含みますが、第51期の支払実績はありませんでした。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 独立性がない場合の判断基準の制定
 - 独立性がない場合の厳格な判断基準を以下のとおり制定しております。これに照らして計外役員は、全員独立性を有しております。
 - a 議決権を5%以上保有している当社の大株主であるか大株主である組織において、勤 務経験がある。
 - b当社のメインバンクもしくは主要な借入先において、勤務経験がある。
 - c 当社の主要な取引先もしくは当社を主要な取引先とする組織において、勤務経験がある。
 - d当社の監査法人や弁護士事務所、主幹事証券において、勤務経験がある。
 - e 当社から役員報酬以外にコンサルティング報酬や弁護士報酬、税理士報酬などの報酬 を得ている実績がある。
 - faからeの該当期間は、現時点から溯り5年以内とする。
 - g次のイおよび口のいずれかに掲げる者の近親者である。
 - イ aからfまでに掲げる者。
 - ロ 当社または子会社、関連会社の業務執行者や非業務執行者、従業員。

② 重要な兼職先と当社との関係

すべての役員の役員兼任ルールとして、非業務執行役員は当社を含め原則4社以内、 業務執行役員は当社を含め原則2社以内としております。兼職のある役員は下記のとお りです。

区分	氏	名		重要な兼職の状況 当社との関係
独立社外取締役	橋本	喜	薫	尾家産業株式会社 社外監査役 弁護士法人大阪船場法律事務所 パー 特別の関係なし トナー
独立社外取締役 (監 査 等 委 員)	佐竹	隆 3	幸	関西学院大学専門職大学院経営戦略研 究科教授 神鋼鋼線工業株式会社 社外取締役 特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	田中	明	子	しんわ税理士法人 代表社員 ココロデザイン株式会社 代表取締役 特別の関係なし
独立社外取締役 (監査等委員)	髙 尾	光	浚	テクノプロ・ホールディングス株式会 社 社外監査役 特別の関係なし

③ 当事業年度における主な活動状況

社外取締役の取締役会出席率および監査等委員である社外取締役の監査等委員会出席率は85%以上を求めることとしております。

区分	氏	名	主な活動状況
独立社外取締役	橋本	薫	2019年3月22日に就任以降、当事業年度に開催された13回の取締役会に12回出席し、さらに14回開催された監査等委員会にもオブザーバーとして10回出席しております。 弁護士および公認会計士として培われた専門的な知識で、法務・会計の視点から積極的に提言しております。 また、ESG委員会委員として、客観的な視点から当社のコーポレート・ガバナンスに資する提言をしております。
独立社外取締役(監査等委員)	佐竹	隆幸	当事業年度に開催された17回の取締役会、19回の監査等委員会すべてに出席し経営系専門職大学院教授として培われた専門的な知識、経験等を監査・監督に活かしてまいりました。特に顧客価値創造経営の実現を果たし、「社会の公器」として地域に貢献できる企業としての企業価値向上に向けての戦略策定に貢献するとともに、ESの向上、CSの向上、CSRのさらなる実践に向けての社内システム確立にも貢献しております。また、筆頭社外取締役として、社外取締役と社長および経営陣幹部との意見交換会で中心的な役割を果たしました。さらに、指名報酬諮問委員会委員・ESG委員会委員として、特にESGの推進に多大なる貢献を果たし、客観的な視点から積極的に提言しております。
独立社外取締役(監査等委員)	田中	明子	当事業年度に開催された17回の取締役会、19回の監査等委員会すべてに出席しております。監査等委員としての任務にあたるほかESG委員会委員として活動しております。 税理士としての知見や経験を基に、国際課税動向等の情報提供に努めるとともに、内部監査室と連携を図りながら経営課題への認識を深め、積極的な意見表明に努めてまいりました。
独立社外取締役(監査等委員)	髙尾	光 俊	当事業年度に開催された17回の取締役会、19回の監査等委員会すべてに出席しております。 経理・財務に関する専門的な知識をはじめとする管理業務全般の知識と、他社の経営者として培われた豊富な見識から、経営全般にわたる課題の指摘や提言などを積極的に行っております。また、指名報酬諮問委員会委員およびESG委員会委員として、取締役会の評価や役員報酬制度、コーポレート・ガバナンスの推進に関する課題等について積極的に提言しております。

3. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 会計監査人の報酬等の額

区	分	報	酬	等	の	額
当社が支払うべき報酬等の額		28百万円				
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の 合計額					28百	万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査 の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の当社が支払うべ き報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、取締役、社内関係部署および会計監査人から必要資料を入手し、報告を受けたうえで、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算定根拠などを確認し、適切性、妥当性を判断した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
 - 3. 当社子会社のうち、MEC EUROPE NV.、MEC(HONG KONG)LTD.およびMEC SPECIALTY CHEMICAL (THAILAND) CO.,LTD.の計算関係書類の監査は、当社の会計監査人のネットワーク以外の監査法人の監査を受けております。その他の子会社の監査費用として、当社会計監査人と同一のデロイトトウシュトーマツのネットワークの会計監査人に対して支払うべき金額の総額は、12百万円であります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

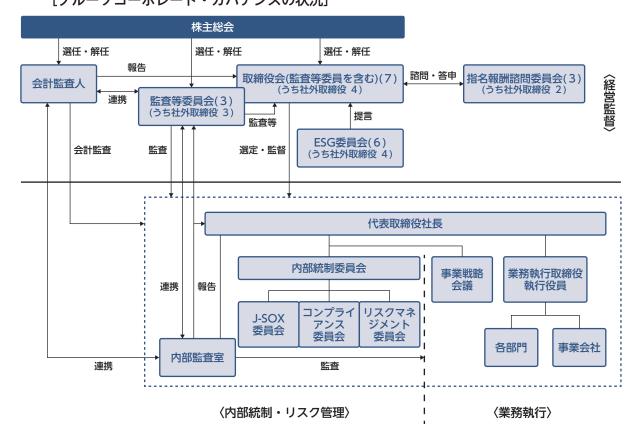
監査等委員会は、会計監査人の選定基準・評価基準を定め、また独立性と専門性を毎期確認しております。会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、検討委員会の答申を受けて、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査等委員全員の同意に基づき、監査等委員会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

4. 会社の体制および方針 「グループコーポレート・ガバナンスの状況]



(1) 当社とその子会社および関連会社(以下、「メックグループ」という。)の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

- ① メックグループの取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - (i) メックグループの内部統制・コンプライアンス体制の基本として、メックグループ 企業行動憲章・企業行動規範およびメックグループ内部統制・内部監査・J-SOX規程、 コンプライアンス規程を定める。社長を委員長とする内部統制委員会とその下部組織 であるコンプライアンス委員会を設置し、内部統制システムの構築・維持・向上を推 進するとともに、必要に応じて、関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施 する。
 - (ii) 取締役は、メックグループにおいて重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
 - (iii) 適正かつ効率的な業務の遂行と内部統制体制が不正を未然に防止する体制となっているか、その整備運用状況の監査を行うことを目的に、内部監査部門である内部監査室を設置する。

内部監査室は、年間計画に従って内部監査を実施し、その監査結果を監査等委員会、 取締役等に報告する。

- (iv) 法令違反、就業規則等社内規程に違反する行為、セクシュアル・ハラスメント等非人道的な行為などの事実をメックグループ内部通報制度として、社外取締役の中から1名と内部監査室長、社外の弁護士等を直接の受領者とする内部通報システムを整備する。また内部通報者等が通報および調査に協力したことで不利益な取り扱いとならないよう徹底する。
- (v) 監査等委員会は、会社の法令遵守体制および内部通報システムの運用に問題がある と認めるときは、代表取締役社長に意見を述べるとともに、改善策の策定を求める。
- (vi) 監査等委員会は監査等委員でない社外取締役および内部監査室に対し、原則として 毎月1回開催の監査等委員会にオブザーバーとしての出席を要請することにより会合 を持ち、監査結果等について報告するとともに、意見交換をする。
- (vii) 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは決して関わりを 持たず、必要であれば警察関係行政機関や顧問弁護士等と連携し、適切な措置を講じ る。
- ② メックグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (i) メックグループの取締役の職務の執行が経営の基本方針に基づき効率的に行われる ことを確保するため、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開 催する。会社の事業戦略に関わる重要事項については、取締役および執行役員等で構

成する毎月1回開催の事業戦略会議ならびに管理職で構成する毎年2回開催の全社方 針会議において議論し、周知徹底を図る。

- (ii) 取締役の職務の執行に対する監督機能を高める等のため、取締役会における社外取締役の員数が過半数もしくは半数となるよう選任をする。一方で執行役員制度の充実も進め、監督と執行の分離を図っていく。
- (iii) 社外取締役が過半数の「指名報酬諮問委員会」と「ESG委員会」を設置し、取締役会に対し多面的な検討をした候補者推薦や多くの提言を行う。
- (iv) 社外取締役は、社長をはじめとする取締役、最高財務責任者と原則として3ヶ月に1回の会合を持ち、意見および情報の交換をする。
- (v) 取締役会が決定する業務執行を効率的に行うため諸規程を置き、業務ごとの責任者・決裁権限・執行手続きの詳細を定める。
- ③ メックグループの取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
- (i) 取締役会等重要会議の議事録および稟議書等の決裁書類の作成・保存・管理に関する事項を諸規程に定め、これらに則って業務処理を行うこと。
- (ii) 情報セキュリティ管理規程等の諸規程により、個人情報を含む情報資産の保護に取り組み、定期的に、全役職員に対して情報セキュリティに関する研修を行う。
- ④ メックグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (i) 当社事業活動遂行上の主要なリスクとして、イ. 法令・定款違反リスク、ロ. 品質リスク、ハ. 環境リスク、二. 個人情報保護・特定個人情報保護リスク、ホ. 情報漏洩・情報セキュリティリスク、ヘ. 災害リスク、ト. サプライチェーンリスク等の事項を認識し、その把握と管理を行うための社内体制を整備する。
- (ii) リスク管理の基本体制として、社長を委員長とする内部統制委員会の下部組織であるリスクマネジメント委員会を設置し、メックグループリスク管理規程および関連規程を整備して、個々のリスクごとの管理責任体制を確立する。
- (iii) 事業継続のための事業継続計画 (BCP: Business Continuity Plan) を策定し、不 測の事態が生じたときは、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要により外部専 門家等の支援も得て迅速に対応し、損害の未然防止、最小化対策を実施する。

- ⑤ グループ各社における業務の適正を確保するための体制
 - (i) グループ各社における業務の適正を確保するため、メックグループとしての経営理念・社是・企業行動憲章をはじめとする諸規程を整備し、グループ各社は関連規程、 関連規則・ガイドラインの策定、従業員教育を実施する。
 - (ii) グループ各社の経営管理のために関係会社管理規程を定め、これに基づきグループ 各社は決裁・報告をすることとし、重要な事項に関しては当社取締役会決議によって、 グループ各社の経営管理を行う。

また、事業本部をはじめ、国内各業務部門がそれぞれの業務分野についてグループ各社の業務部門を統括し、連携・協働する。

- (iii) 取締役は、グループ各社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要な 事項を発見した場合には、直ちに監査等委員会および他の取締役に報告する。
- (iv) グループ各社は、当社からの経営管理・経営指導内容に法令違反その他コンプライアンス上問題があると認めるときは、監査等委員会および内部監査室に報告し、監査等委員会および内部監査室は、代表取締役社長に意見を述べ、または改善策の策定を求める。
- (v) メックグループの監査・内部統制の充実を図るため、監査等委員会と内部監査室は ともに国内外の全事業所・部・室を監査する方針としている。グループ会計監査人の みならず海外グループ各社の監査に当たっては、現地会計監査人等とも情報交換を実 施する。
- ⑥ メックグループの取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制
 - (i) 取締役(監査等委員である取締役を除く。) および従業員が監査等委員会に報告すべき事項および時期については、諸規程に基づき、取締役(監査等委員である取締役を除く。) および従業員は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。また、上記の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けないよう徹底する。
 - (ii) 前項に拘わらず、監査等委員会は、いつでも必要に応じて、取締役(監査等委員である取締役を除く。) および従業員に対して報告を求めることができる。

- ⑦ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - (i) 監査等委員会と内部監査室は、会計監査人と原則として年間4回の会合を持ち、意見および情報の交換を行い、連携と相互牽制を図る。
 - (ii) 監査等委員会は、監査の実施に当たり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士その他の外部専門家を独自に起用することができる。監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還については、監査等委員の請求に基づき適切に処理をする。
- ⑧ 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合 における当該使用人に関する事項

監査等委員会の補助に関する規程を設け、監査等委員会から要請があった場合の補助 使用人の任命等の手続きを定める。

補助使用人の属する事務局は、監査等委員会の補助に関する規程の定めるところにより、監査等委員会に設ける。

⑨ 補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項 取締役会は、補助使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を 確保するため、その人事(異動、報酬等)については、監査等委員会の同意を得たうえ で決定することとする。補助使用人は、監査等委員より監査業務に必要な命令を受けた 場合は、その命令に関して取締役(監査等委員である取締役を除く。)、使用人の指揮命 令を受けない。

(2) メックグループの業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ① 法令および定款に適合することの確保に関する運用状況
 - (i) 全取締役が出席する内部統制委員会を3回、コンプライアンス委員会を半年に1回計2回開催いたしました。いずれにおいても、開示すべき重要な不備に該当する指摘はありませんでした。

内部監査室は監査等委員会で承認された年間監査計画を取締役会に報告し、内部監査の結果を都度監査等委員会、取締役会等に報告しております。

- (ii) 内部通報システムのより一層の充実を図るため、メックグループとしてのグローバル内部通報制度を整備いたしました。内部通報システムの運用状況はコンプライアンス委員会にて報告いたしました。
- (iii) 監査等委員でない社外取締役と内部監査室長は、原則月1回開催される監査等委員会にオブザーバーとして出席し、監査等委員である取締役と有効な意見交換をしております。
- (iv) メックグループの経営方針および企業行動規範の周知・徹底を図り、良き企業市民 としての行動ができるよう、新たに入社した従業員(契約・派遣も含む)には『労 務・倫理ガイドライン』によるコンプライアンス教育の周知・徹底を行っております。
- (v) メックグループの経営理念、中期経営計画等の経営方針を、共通価値観を持って捉え行動できるようグループ各社の取締役・執行役員および使用人に周知・教育を実施し、浸透を図っております。
- (vi) 全社のコンプライアンス状況の把握を目的とし、モニタリング調査を定期的に実施し、コンプライアンス委員会に報告しております。
- ② 取締役の職務執行が効率的に行われることの運用状況
 - (i) 当事業年度に取締役会を17回開催し、中期経営計画フォロー、予算、コーポレート・ガバナンスの充実、海外子会社設立等について活発な議論と審議を行いました。
 - (ii) 指名報酬諮問委員会を5回、ESG委員会を4回開催し、取締役等の選任議案の審議、 後継者育成計画、取締役会評価、コーポレートガバナンス・コード対応、健康経営等 の案件を中心に有効な提言を取締役会に行いました。
 - (iii) 社外取締役と社長・経営幹部とで3ヶ月に1回以上の意見交換会を実施し、経営の基本にかかわるテーマを中心に活発な議論をいたしております。
 - (iv) 重要な業務執行の決定を代表取締役社長に委任するとともに適正な職務執行権限委譲を実施し、迅速な職務執行に資するようにいたしております。
- ③ 情報の保存および管理に関する運用状況 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録および計算書類等について、法令の定めに 則り保存期間を設定し、適切に保存しております。

④ リスク管理に関する運用状況

当社は薬品を扱う業種のため安全や化学薬品のリスクアセスに重点を置いて取り組んでおります。当事業年度は、全事業所で毒劇物管理体制の点検を実施、適切であることを確認しました。なお、年2回開催のリスクマネジメント委員会において、情報の共有と不備の洗い出しを実施・確認しております。

- ⑤ グループ各社の業務の適正を確保するための運用状況 選定監査等委員と内部監査室はグループ各社を監査し、現地会計監査人との情報交換 を実施いたしました。
- ⑥ 監査等委員会の監査に関する運用状況
 - (i) 監査等委員は、事業戦略会議、全社方針会議等の重要な協議の場に出席し、往査結果と合わせ内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。
- (ii) 監査等委員会は、会計監査人と4回、内部監査室と19回の意見および情報交換会を 実施し、経理部門との打ち合わせ会にも出席しました。監査等委員会は、会計監査人 との打ち合わせ内容を取締役会に都度報告しております。

くご参考>

- コーポレートガバナンス・コードに関する主な取組み
 - ① 招集通知の早期開示および議決権の電子行使 当社は、株主総会における議決権をはじめとする株主の皆様の権利が実質的に確保されるよう努めております。

株主の皆様が議決権行使するための十分な検討期間を設けられるように、招集通知を 株主総会開催日の3週間前に発送いたしました。さらにその1週間前にウェブサイトに て電子開示を行い、正確な情報の迅速かつ公平な提供に努めております。また、株主の 皆様の利便性も考慮し、議決権の電子行使を導入しております。

② 業績連動型株式報酬の導入

当社は、株主の皆様と一層の価値の共有を図るため、また当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献のため、取締役および執行役員向け業績連動型株式報酬制度を導入しております。

③ 取締役会および監査等委員会評価

取締役会および監査等委員会の実効性を確保するため、取締役会および監査等委員会評価を実施いたしました。

取締役会評価は、全取締役を対象に自己評価を実施し、その結果を以降の取締役会運営改善・内容の向上に活かし、実効性を確保しております。

監査等委員会評価は、監査、監督に係る選択項目について監査等委員の自己評価および独立社外取締役(監査等委員を除く。)と内部監査室長による外部評価を実施しております。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

① 剰余金の配当等の決定方針

当社は、剰余金の配分につきましては、長期的な企業価値拡大のための事業活動への 再投資と株主を始めとする各ステークホルダーに対する利益還元との均衡を基本に、当 該期および今後の業績等を勘案のうえ実施する方針であります。事業活動への再投資と しては、競争力の強化・維持のための研究開発投資、生産設備投資、国際戦略投資を中 心に据えつつ、継続的な事業活動を支える安定した財務体質確立のための内部留保も図 ってまいります。また、配当金につきましては、安定配当の考え方を維持しつつ期間利 益の反映を図る所存であります。

② 当期の剰余金処分

繰越利益剰余金1,750,644,077円の処分につきましては、上記の基本方針に基づくとともに、株主各位の日頃のご支援にお応えするため、2020年2月13日開催の取締役会決議により、1株当たり期末配当金は14円とし、既に実施済みの中間配当金12円を合わせ年間配当金1株当たり26円とさせていただきました。期末配当金の総額は268,456,314円であります。また、別途積立金に700,000,000円を積立て、残額の782.187,763円を次期繰越利益とさせていただきました。

連結貸借対照表 (2019年12月31日現在)

資 産 の	部	負 債 の	部
流 動 資 産	9,438,532	流 動 負 債	3,511,180
現 金 及 び 預 金	4,957,484	支払手形及び買掛金	1,166,724
受取手形及び売掛金	3,128,711	短期借入金	400,000
電子記録債権	262,127	1年内返済予定の長期借入金 未 払 金	250,000
商品及び製品	420,647		372,262 135,894
位 掛 品	132,689	未払法人税等	122,431
		賞与引当金	313,740
原材料及び貯蔵品	391,591	役員賞与引当金	30,470
その他	149,125	設 備 関 係 未 払 金	62,075
貸 倒 引 当 金	△3,845	そ の 他	657,582
固 定 資 産	10,553,306	固 定 負 債	388,659
有 形 固 定 資 産	8,997,342	繰 延 税 金 負 債	236,967
建物及び構築物	4,368,683	退職給付に係る負債	43,271
機械装置及び運搬具	886,732	株式報酬引当金	71,972
	382,711	その他 負債合計	36,447 3,899,840
工具、器具及び備品		類 関 日 引 日 日 日 日 日 日 日 日 日	3,899,840 部
土地	2,933,082	株主資本	15,445,974
使 用 権 資 産	44,710	資 本 金	594,142
建設仮勘定	381,422	資本剰余金	541,273
無 形 固 定 資 産	139,574	利 益 剰 余 金	15,486,355
投資その他の資産	1,416,389	自 己 株 式	△1,175,796
投資有価証券	580,704	その他の包括利益累計額	646,024
退職給付に係る資産	690,913	その他有価証券評価差額金	185,948
	47,426	為替換算調整勘定	304,802
繰延税金資産		退職給付に係る調整累計額	155,273
その 他 資産 合計	97,344 19,991,839	純 資 産 合 計 負債及び純資産合計	16,091,998 19,991,839
資産合計	19,186,185	貝頃及び純貝性ロゴ	12,32,1639

連結損益計算書 (2019年1月1日から) 2019年12月31日まで)

	科							金	額
売			上		高				10,865,978
売		上		原	価				4,247,377
	売		上	総	利		益		6,618,600
販	売	費及	びー	般 管	理 費				4,981,500
	営		業		利		益		1,637,100
営		業	外	収	益				
	受		取		利		息	18,430	
	受		取	配	当		金	11,599	
	試	作	品	等 売	却	収	入	32,465	
	受		取	保	険		金	31,827	
	そ			\mathcal{O}			他	23,301	117,625
営		業	外	費	用				
	支		払		利		息	2,807	
	売		上		割		引	4,353	
	為		替		差		損	24,418	
	そ			\mathcal{O}			他	796	32,375
	経		常		利		益		1,722,350
特		別		利	益				
	古	定	資	産	売	却	益	1,770	
	補		助	金	収		入	8,804	10,574
特		別		損	失				
	古	定	資	産	売	却	損	32	
_	固	定	資	産	除	却	損	22,111	22,143
	兑		調整		期級		益		1,710,781
	去人		住具			事業	税	424,744	
	去	人	税	等		整	額	49,626	474,370
	当	其		純	利		益		1,236,410
亲	現 会	社 株	主に児	帰属す	る当期	純 利	益		1,236,410

貸借対照表 (2019年12月31日現在)

			(単位:十円)
資 産の	部		
流動資産	4,950,035	流動負債	2,901,206
現金及び預金	2,227,625	支 払 手 形	563,455
受 取 手 形	67,533	買 掛 金	328,147
電子記録債権	262,127	短期 借入金	400,000
売 掛 金	1,810,869	1年内返済予定の長期借入金	250,000
商品及び製品	217,385	未 払 金	233,424
原材料及び貯蔵品	251,217	未払費用	116,939
前払費用	16,584	未 払 法 人 税 等	41,540
未 収 入 金	73,567	預り金	58,371
その他	23,125	賞 与 引 当 金	311,555
固定資産	9,948,844	役員賞与引当金	30,470
	6,973,942	設備関係支払手形	495,381
有 形 固 定 資 産	3,299,504	設備関係未払金	61,778
		その使	10,142
構築がある。	123,943	固定負債	137,903
機械及び装置	648,793	資産除去債務	587
車 両 運 搬 具	23,567	退職給付引当金	41,510
工具、器具及び備品	254,942	株式報酬引当金	71,972
土 地	2,274,036	その 他 負債 合計	23,833
建設仮勘定	349,155		3,039,110 の 部
無形固定資産	124,995		11,673,820
借地地権	29,380	M	594,142
ソフトウェア	74,876	である。 資本 剰 余 金	541,273
ソフトウェア仮勘定	18,700	· · · · · · · · · · · · · · · · · · · 	446,358
そ の 他	2,038	その他資本剰余金	94,914
投資その他の資産	2,849,906	利益剰余金	11,714,201
投資有価証券	580,704		
関係会社株式	1,401,891	利 益 準 備 金 その他利益剰余金	63,557 11,650,644
出資金	54,775	別途積立金	9,900,000
関係会社長期貸付金	327,600		1,750,644
繰 延 税 金 資 産	3,086	自己株式	△1,175,796
長期前払費用	112	評価・換算差額等	185,948
前払年金費用	467,240	お 値 ・ 投 鼻 左 顔 寺 その他有価証券評価差額金	185,948
で そ の 他	14,495	純資産合計	11,859,769
資産合計	14,898,879		14,898,879
· — — —	,,.,	~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~ ~	,,.,

損益計算書 (2019年1月1日から) 2019年12月31日まで)

	<u> </u>	斗				B		金	額
売			上		高				7,256,732
売		上	-	原	伍	5			2,769,380
	売		上	総	利	J	益		4,487,352
販	売	費及	. び -	- 般 智	管理費	Ì			3,425,951
	営		業		利		益		1,061,400
営		業	外	収	益	ŧ			
	受	取	利	息 及	び面	2 当	金	208,308	
	試	作	H	等	売 却	収	入	32,465	
	受		取	保	随	È	金	31,827	
	そ			\mathcal{O}			他	13,642	286,244
営		業	外	費	用]			
	支		払		利		息	1,111	
	為		替		差		損	15,540	
	そ			\mathcal{O}			他	417	17,069
	経		常		利		益		1,330,575
特		別	l	利	益	ŧ			
	古	定	資	産	売	却	益	486	
	補		助	金	47	Z	入	8,804	9,290
特		別	l	損	失	ŧ			
	古	定	資	産	売	却	損	32	
	古	定	資	産	除	却	損	21,315	21,348
	税	引	前	当 期		利	益		1,318,517
		人税、		民 税	及び	事 業	税	245,277	
	法	人	税	等	調	整	額	40,538	285,816
	当	ļ	朝	純	利		益		1,032,701

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

メック株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 伊東昌 一 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 矢 倉 幸 裕 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、メック株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、メック株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。 以 ト

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年2月17日

メック株式会社 取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員業務執行社員

公認会計士 伊東昌 一 印

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 矢 倉 幸 裕 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、メック株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。監査の方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役、内部監査室その他の使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

監査等委員会が定めた「監査等基準」に準拠し、監査の方針、監査計画及び職務の分担等に従い、内部 監査室と連携のうえ、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会、事業戦略会議その 他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等から職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明 を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及びすべての事業所において業務及び財産の状況を調査いたし ました。代表取締役社長・経営幹部と監査等委員を含めた社外取締役との意見交換会を3カ月に1回計4 回、内部監査室とは計19回の会合を持ちました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人 等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、また子会社に赴き、重 要書類を閲覧し、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、専門性に裏付けられた適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から事前に監査計画の説明を受け、また職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。会計監査人とは4回の会合を持ちました。また往査したすべての子会社の会計監査人とも意見及び情報の交換の会合を持ちました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 連結計算書類の監査結果 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果 会計監査人「有限責任監査法人トーマツ」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月18日

メック株式会社 監査等委員会

 監査等委員
 佐 竹 隆 幸 印

 監査等委員
 田 中 明 子 印

 監査等委員
 髙 尾 光 俊 印

(注) 監査等委員3名は、全員、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する 社外取締役であります。

以上

X	ŧ	

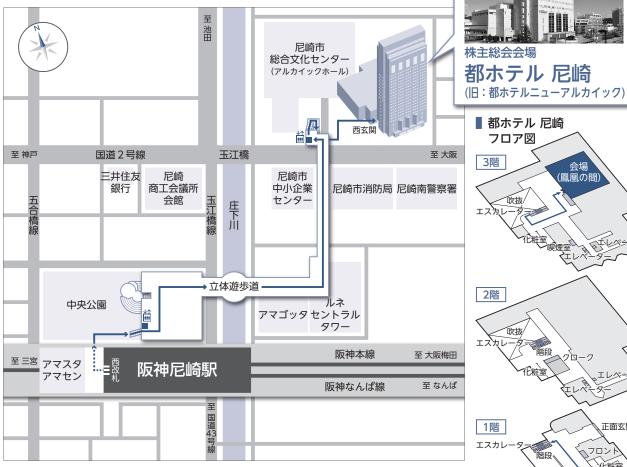
X	ŧ	

定時株主総会会場ご案内図

都ホテル 尼崎 3階 鳳凰の間

兵庫県尼崎市昭和通2丁月7番1号

※本総会専用の駐車場の用意がございませんので、公共交通機関での ご来場をお願いいたします。



「阪神尼崎駅」

西改札を出て北方面にお進みいただき 中央公園より立体遊歩道にて徒歩約6分

メック株式会社



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォント を採用しています。



■ 都ホテル 尼崎

(鳳凰の間)

フロア図

吹抜

3階

2階

